

瑞穂町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

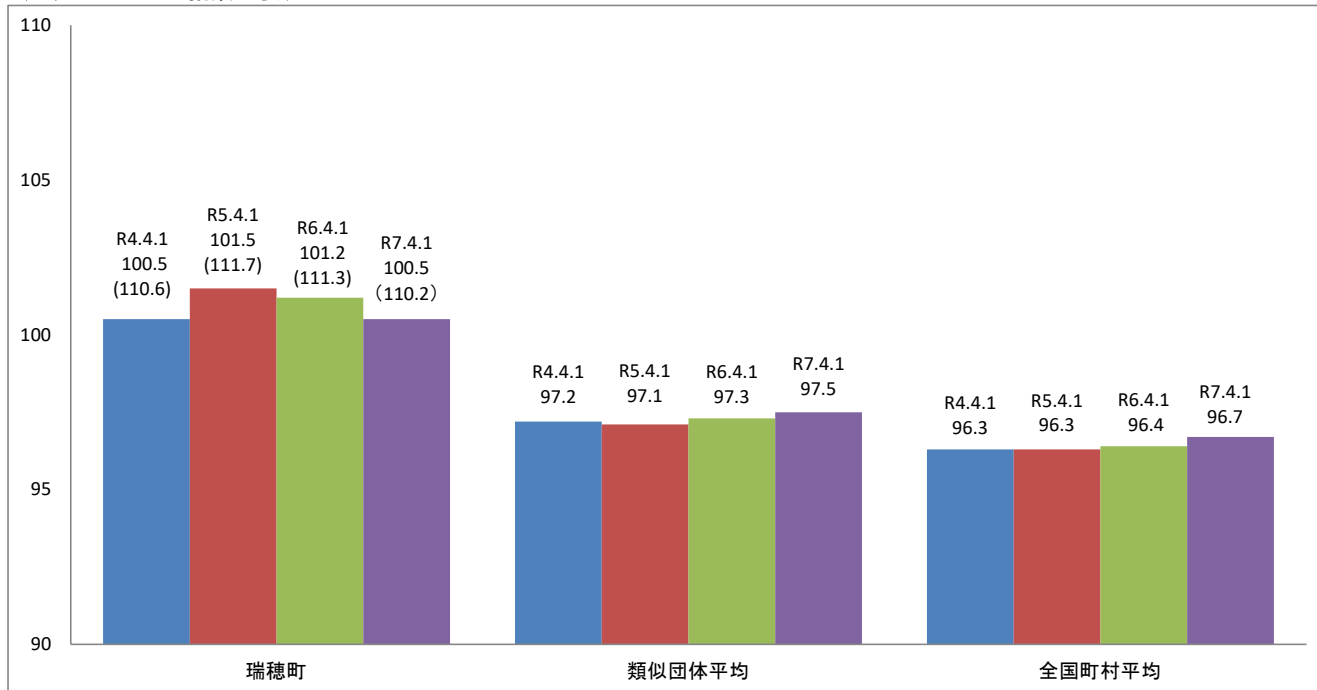
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	32,013	16,389,443	458,829	2,513,593	15.3	15.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	205	781,386	190,448	384,159	1,355,993	6,615	5,979

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数については、令和7年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む。）の算出に当たっては、60歳に達した日以後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。
 ※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

町職員と国家公務員を比較したときに職員の総数に開きがあるため、採用及び退職、人事異動等により職員構成に変動があると、ラスパイレス指数に大きな影響があります。ラスパイレス指数の改善のため、平成31（2019）年度から国と同様に55歳を超える職員の昇給を停止しました。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合にはその理由））

（内容）東京都人事委員会の勧告を踏まえ民間賃金と給与水準の均衡を図るため、給料表を平均1.7%の引下げをしました。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施しました。

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）瑞穂町においては14%を支給。

（支給時期）令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は14%、令和8年4月1日は16%を支給。

（参考）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	—	—	—
瑞穂町の支給割合	10%	14%	16%

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
瑞穂町	42.5 歳	339,494 円	437,496 円	410,629 円
東京都	42.3 歳	325,837 円	470,901 円	409,944 円
国	41.9 歳	332,237 円	— 円	414,480 円
類似団体	41.3 歳	317,183 円	385,375 円	353,947 円

②教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
瑞穂町	51.1 歳	478,500 円	765,055 円
東京都	39.7 歳	354,959 円	458,724 円
類似団体	40.8 歳	313,424 円	351,860 円

（注）1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝超過勤務手当等を除いたもの）で算出したものです。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		瑞穂町	東京都	国
一般行政職	大学卒	225,500 円	225,500 円	230,000 円
	高校卒	188,000 円	188,000 円	188,000 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

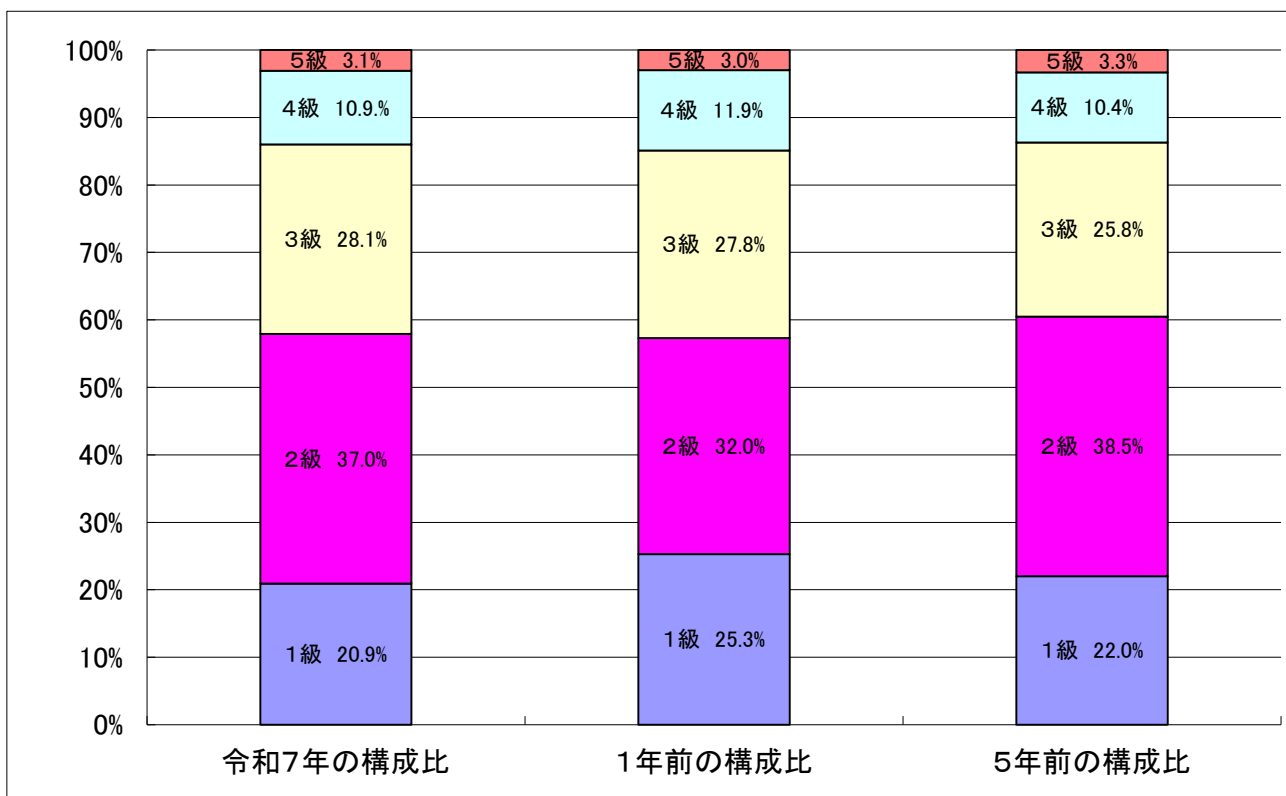
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	311,717 円	388,055 円	388,300 円	449,575 円
	高校卒	— 円	394,150 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

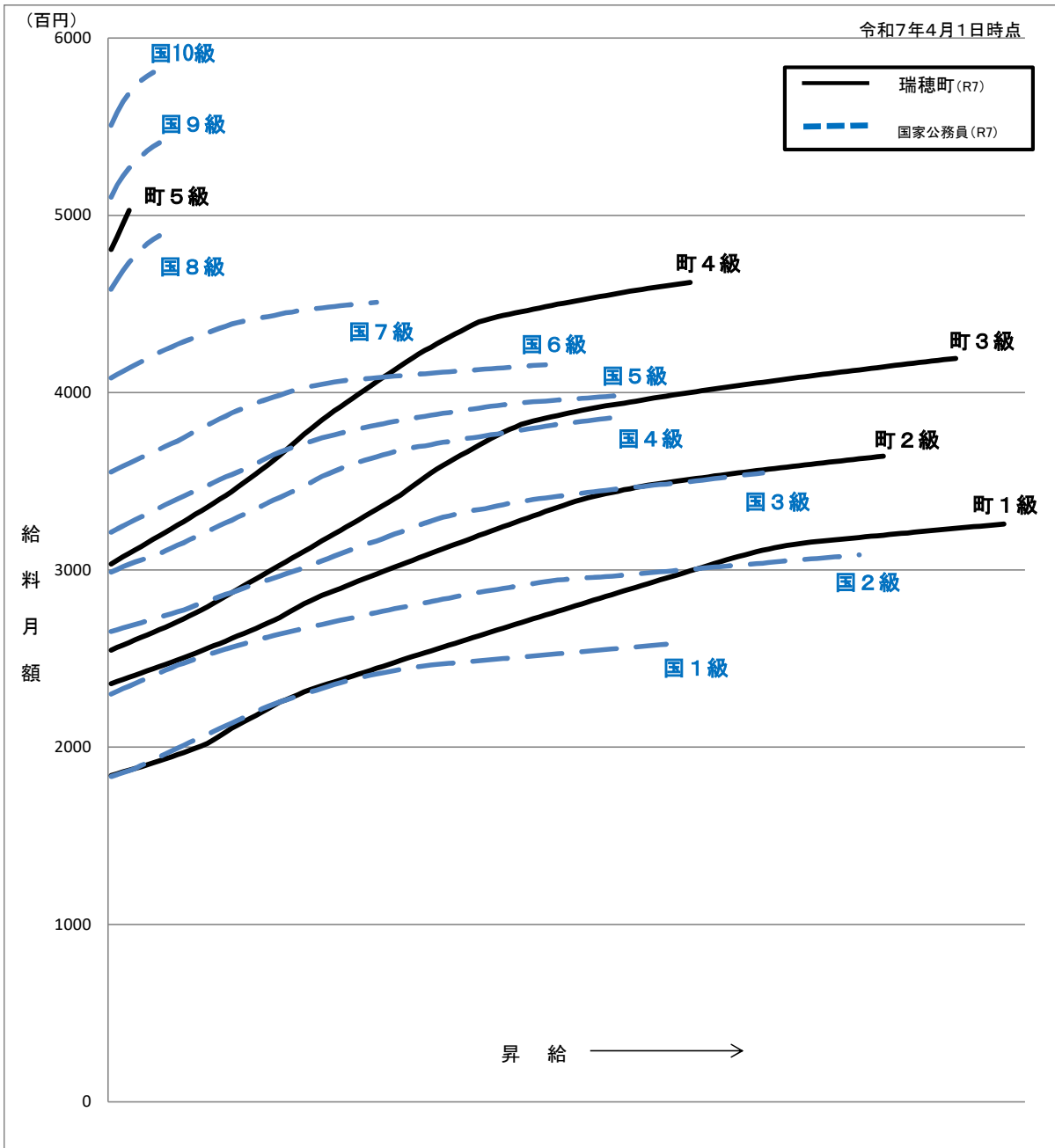
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1級	主事	40人	20.9%	184,100円	325,800円
2級	主任	71人	37.0%	235,800円	364,100円
3級	係長・主査	54人	28.1%	254,800円	419,300円
4級	課長・主幹	21人	10.9%	303,400円	462,200円
5級	部長	6人	3.1%	480,700円	502,700円

- (注) 1 瑞穂町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事考課の活用状況（一般行政職）（瑞穂町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事考課（評価）を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ 人事考課（評価）を活用していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

瑞穂町	東京都	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,780 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 2,053 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.35 月分 1.40 月分 1.15 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.35 月分 1.40 月分 1.15 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 1.400 月分 1.000 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への人事考課の活用状況（一般行政職）（瑞穂町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事考課（評価）を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）	/		/	
ロ 人事考課（評価）を活用していない				

(2) 退職手当 (令和7年4月1日現在)

(支給率)	瑞穂町		国	
	普通退職	定年等退職	普通退職	定年等退職
勤続20年	23.00 月分	23.00 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	30.50 月分	30.50 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	43.00 月分	43.00 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	43.00 月分	43.00 月分	47.709 月分	47.709 月分
調整率	※調整率の設定なし		83.7/100	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置2~20%		定年前早期退職特例措置2~45%	
1人当たり平均支給額	869 千円	22,672 千円		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		86,569 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)		381 千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度 (支給割合)
全地域	14.0 %	227 人	4 %

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		260 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		10 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度)		4.4 %	
手当の種類 (手当数)		8種類	
手当の名称	主な支給対象職員	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	患家消毒及び家畜伝染病防疫作業に従事した職員	—	1回 500円
行旅病取扱手当	行旅病人取扱作業に従事した職員	—	1件 1,000円
	行旅病死体処理に従事した職員	—	1件 1,500円
滞納処理及び処分手当	町税等の滞納整理に従事した職員	—	日額 200円
	町税等の差押え処分に従事した職員	5,600円	日額 700円
危険手当	危険物薬品をもって農作物害虫防除の指導及び作業に従事した職員	—	日額 300円
環境整備手当	悪臭防止法(昭和46年法律第91号)に基づく測定及び立入検査等に従事した職員	—	日額 200円
特定危険現場作業手当	現場において特殊自動車運転に従事した職員	—	日額 200円
	交通を遮断することなく道路の維持・補修等に従事した職員	—	日額 300円
	高さ10m以上の足場の不安定な場所において検査等の業務に従事した職員	—	日額 300円
	公共下水道管内作業等に従事した職員	19,800円	日額 300円
災害出動手当	勤務時間外に火災、風水害等に出勤した職員	600円	1件 300円
犬猫等処理手当	犬、猫等の死体処理作業に従事した職員	—	1件 300円

(5) 超過勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	52,820 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	264 千円
支給実績 (令和5年度決算)	58,023 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	307 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等制度上超過勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者(3級以下職員)	3,000円	異なる	3,000円	17,597千円	179,561円
	配偶者(4級職員)	支給なし円		8級以上支給なし円		
	子	11,500円		11,500円		
	父母等(3級以下職員)	6,000円		6,500円		
	父母等(4級職員)	3,000円		※2 3,500円		
	16~22歳の子への加算	4,000円		5,000円		
住居手当	自己住宅所有	支給なし	異なる	支給なし	3,745千円	124,833円
	賃貸住宅(注)	※1 15,000円		限度額 28,000円		
通勤手当	交通機関利用者	定期券相当額 (6月分一括支給) 上限55,000円/月	異なる	定期券相当額 (6月分一括支給) 上限150,000円/月	10,067千円	61,384円
	交通用具使用者	通勤距離に応じて 1か月ごとに支給 2,700円~7,400円		通勤距離に応じて 1か月ごとに支給 2,000円~31,600円		

※1: 自ら居住するための住居を借り受け、月額15,000円(国は16,000円)以上の家賃を払っている世帯主等であり、当該年度末年齢35歳未満の職員にのみ支給します。

※2: 8級職員は3,500円、9級以上の職員は支給されない。

5 特別職の報酬等の状況 (令和7年4月1日現在)

区分		給料	月	額	等
		(参考) 類似団体における最高/最低額			
給料	町 長	763,000円		920,000円 / 559,000円	
	副町長	666,000円		760,000円 / 530,000円	
報酬	議長	420,000円		499,000円 / 280,000円	
	副議長	360,000円		430,000円 / 214,000円	
	議員	340,000円		400,000円 / 189,000円	
期末手当	町 長	(令和6年度支給割合)			
	副町長	4.75	月分		
	議長	(令和6年度支給割合)			
退職手当	副議長	4.15	月分		
	議員				
	備考	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	町 長	給料月額×勤続年数×400/100	12,208,000円	任期ごと	
	副町長	給料月額×勤続年数×300/100	7,992,000円	任期ごと	

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

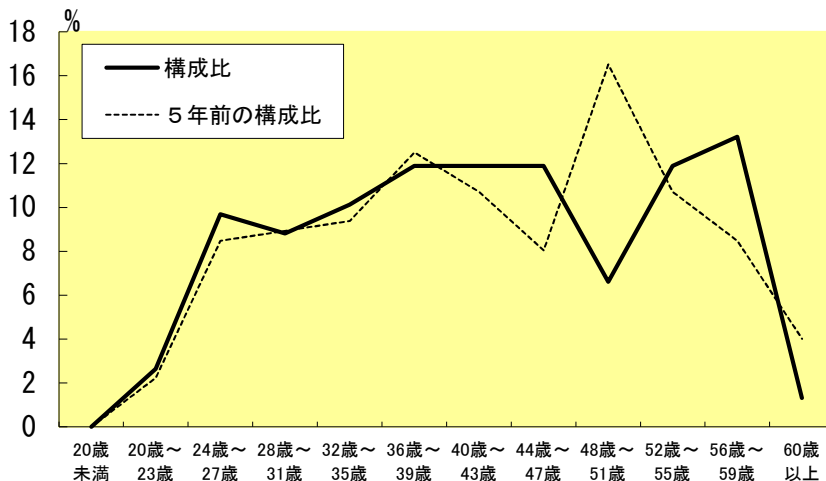
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数			主な増減理由	
		令和6年	令和7年	増員数	減員数	差引		
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	0	0	
		総務企画	66	66	0	0	0	
		税務	18	17	0	1	△1	退職に伴う欠員 1名
		民生	33	34	1	0	1	施設改修のための増員 1名
		衛生	21	21	0	0	0	
		農林水産	4	4	0	0	0	
		商工	4	4	0	0	0	
		土木	26	26	1	0	1	モノレール推進事業に伴う増員 1名 退職に伴う欠員 1名
	計	176	176	2	1	1	<参考> 人口1万当たり職員数 55.05人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 54.10人)	
	教育部門	31	31	0	0	0	特定任期付職員の任期満了による減員	
小計	207	207	2	1	1	<参考> 人口1万当たり職員数 64.75人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 67.47人)		
公営企業等会計部門	下水道	5	5	0	0	0		
	その他	15	15	0	0	0		
	小計	20	20	0	0	0		
合計	227 [248]	227 [248]	2	1	1	<参考> 人口1万当たり職員数 71.01人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

(注) 2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	6人	22人	20人	23人	27人	27人	27人	15人	27人	30人	3人	227人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	174	173	172	174	176	176	2 (1.1%)
教育	32	33	31	32	31	31	△ 1 (▲3.1%)
普通会計	206	206	203	206	207	207	1 (0.5%)
公営企業等会計	18	19	20	20	20	20	2 (11.1%)
総合計	224	225	223	226	227	227	3 (1.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数